

医療法人社団善仁会

南池袋介護老人保健施設アバンセ

重要事項説明書

【訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）】



南池袋介護老人保健施設アバンセ

施設サービス重要事項説明書

(訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション)

【令和7年4月1日改定】

1. 訪問リハビリテーションの概要

(1) 施設の名称等

事業者名	医療法人社団 善仁会
事業所名	南池袋介護老人保健施設アバンセ
管理者	折目 由紀彦 (医師)
開設年月日	平成29年9月1日
所在地	東京都豊島区南池袋4-6-1
電話番号	03(5955)7370
ファックス	03(5955)7371
指定事業所番号	1371606003

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設とは、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら生活の維持向上を目指し、総合的に援助する施設です。また、居宅での生活が継続出来るよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションのサービス提供をし、在宅生活支援を目的とした施設です。

利用者の意志を尊重し、望ましい在宅、または施設生活を過ごせるよう支援計画、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

(3) 当施設の運営方針

医療法人社団善仁会の信条は、

- ・信頼「高齢者への尊厳」
- ・安全「安全・安心・快適な生活の確保」
- ・貢献「地域に根ざした施設」

であり、皆さんに安心して利用していただけるよう努めています。

利用者一人一人が、身体的機能、精神的機能に合わせて、その人らしく快適にくらせるよう潜在能力を引き出し、生活が再編できる喜びと、誇りから生きがいを実感し、安定した生活が実現できるよう支援します。

また、人ととの出会いと営みが重要であり、「一個人としての尊厳」を重視し、その人らしい生活が継続できるよう、利用者の希望や身体的・精神的状態を評価したケアプランに沿ったサービスの実践を目標としています。

(4) 訪問リハビリテーションの方針

- ① 理学療法、言語聴覚療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション活動の支援を行い、ご利用者の心身機能が維持・回復するよう努めます。
- ② ご利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止、予防が得られるよう努めます。
- ③ 介護保険利用外の方に対しても、地域生活に関する相談や必要な情報提供、サービス調整等にも必要に応じて対応いたします。

(4) 職員体制

資 格		定 員
施設長(管理者)	医師	1名
サービス提供責任者	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	いずれか1名
リハビリテーション職員	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	いずれか1名以上

(5) その他の提供できるサービス

- ・施設入所サービス
- ・短期入所療養介護（介護予防）
- ・通所リハビリテーション（介護予防）

2. サービスの内容

(1) 利用時間

【 月曜日～土曜日 10：00～16：00 】

(2) 機能訓練

当サービスではリハビリテーション職員による個別のリハビリテーション、短期集中リハビリテーション等を実施しています。利用者の状態に適した機能回復訓練を行います。

- ① 利用者の日常生活の維持・向上を目的とした心身機能に対する機能訓練の設定と実施
- ② 利用者の心身機能を最大限発揮できるような環境整備
- ③ 健康状態の確認やその管理に関する支援

(3) 生活相談

当サービスではリハビリテーション職員が、利用者や家族からの日常生活、介護サービスに関する相談に応じるとともに、その他行政機関へ各種申請手続きのサポート等を行います。

3. 利用方法

(1) お申し込み

まずは電話等でお申込みください。 利用内容や利用日が決定した後に、契約を締結いたします。 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）に依頼している場合は、事前に担当者へご相談ください。

(2) 利用エリア

利用エリアは主に豊島区を中心とし、リハビリテーション職員が自転車にて概ね30分以内（片道）の範囲となります。実施地域を超えてサービス提供を行う場合は、別途1kmにつき200円（交通費として）かかることがあります。事前に担当者へご相談ください。

(3) サービス利用契約の終了

① 利用者が契約を解約する場合

事前のお申し出により、いつでも解約することができます。 事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）とご相談ください。

② 事業者が契約を解約する場合

以下の場合は、今後のサービス利用契約を終了いたします。

- A. 利用者や家族が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の申告事項に関して故意に告げず、虚偽の告知を行った場合
- B. 利用者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- C. 利用者や家族が、以下のような行為を行った場合
 - I. 職員に対して身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為）を働いた場合
 - II. 職員に対してセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為をした場合
 - III. 家族の協力が得られない場合
 - IV. 施設のリハビリテーション方針と合わず、施設との信頼関係が築けない場合
(例：当施設のリハビリテーションに関して、利用者や家族との考え方方が著しく異なり、医師（施設長）及びリハビリテーション職員との信頼関係が全く築けない場合など)
- この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- D. やむを得ない事情により当施設を閉鎖もしくは縮小する場合（契約終了30日前までに文書で通知致します）。この場合、その後の予約は無効となります。

③ 自動終了の場合

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的に利用契約を終了します。

- A. 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
- B. 利用者がお亡くなりになった場合
- C. 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合

4. 支払方法

当月の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の請求書を、翌月15日までに発行いたしますので、末日迄にお支払いください。請求書は予め郵送するか、直接お渡しします。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払方法は下記の通りとなりますので、契約時にお選びください。

（1）窓口でのお支払い

窓口にて現金でのお支払いとなります。

・受付時間 【毎日 午前9:00～午後5:00】

※上記時間外にお支払いを希望される方は、事前にご相談ください。

（2）指定口座へのお振込み

三菱UFJ銀行、もしくは城北信用金庫へのお振込みとなります。振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

（3）口座引き落とし

三菱UFJファクター（料金振替代行システム）の口座振替依頼書をお渡しいたします。

口座振替日は、毎月27日となります。

5. 訪問リハビリテーション時のリスクについて

当サービスでは、利用者が快適な生活を送れるよう、安全なサービス提供に努めていますが、利用者の心身の状況や病気による様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- ① 歩行時の転倒、車椅子からの転落による骨折、外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ② 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ③ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- ④ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫があっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ⑤ 高齢者であることから、脳や心臓の疾患により、急変、急死される場合もあります。
- ⑥ 全身状態が急に悪化した場合、直ちに家族または担当ケアマネージャーへ連絡するか、状況により救急搬送を行うことがあります。

6. 利用に当たっての留意事項

（1）健康上の理由によるサービス提供の中止

- ① 風邪、病気等、健康上の理由により、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合、または利用中に体調が悪くなった場合は、サービスの内容変更、もしくはサービスを中止することがあります。その場合は、家族に報告の上、適切に対応いたします。また、必要に応じて速やかに主治医または歯

科医師に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

- ③ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご相談の上で振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている場合、お断りすることがあります。

(2) 悪天候及び地震などの自然災害による営業の休止、時間の短縮

- ① 台風や積雪など、当日の天候によっては営業を休止する場合があります。その場合は、前日もしくは当日の朝9時00分までに、利用者または家族へ連絡致します。
- ② 悪天候や地震などの自然災害の発生によって、営業を休止する場合があります。その場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応致します。
- ③ 営業を中止した場合、同月内であれば、ご相談の上で振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている場合、お断りすることがあります。

(3) 金銭・物品・飲食

金銭の貸し借り、物品・飲食物の授受、貴重品の預かりなどはご遠慮願います。

(5) 医療行為や補助行為

リハビリテーション職員による注射や投薬介助など、医療行為や補助行為は禁止となりますのでご遠慮願います。

(6) 宗教活動

憲法に定められているところの宗教の自由を尊重します。ただし、リハビリテーション職員への勧誘・集会等の実施についてはご遠慮願います。

(7) 迷惑行為

その他リハビリテーション職員への個人情報収集やサービス以外の行為など、必要に応じてサービスを中止することがあります。

7. 緊急時・事故発生時の対応

体調の変化等、緊急の場合や事故発生時は下記の定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	第1候補	第2候補
氏名		
続柄		
住所		
電話		

主治医

連絡先	第1候補	第2候補
病院／診療所名		
医師名		
所在地		
電話		
診察券番号		

9. サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談、苦情等は、サービス提供責任者、または施設までお申し出ください。

① 南池袋介護老人保健施設アバンセ

佐藤 友貴（サービス提供責任者）

川島 康司（事務長）

東京都豊島区南池袋 4-6-1

電話 03 (5955) 7370

その他 当施設以外に、区市町村の相談、苦情窓口でも受け付けています。

② ふくろうの杜高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

東京都豊島区南池袋 3-7-8 オリナスふくろうの杜 1 階

電話 03 (5958) 1208

② 豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ

東京都豊島区南池袋 2-45-1

電話 03 (3981) 1318

③ 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口担当

東京都千代田区飯田橋 3-5-1

電話 03 (6238) 0177

ご利用料金

【令和7年4月1日改定】

1. 訪問リハビリテーションサービス費（1回あたりの介護点数）

（1）訪問リハビリテーション費

該当 (○)	要介護 状態区分	所要時間	基本単位	負担額 1割/2割/3割
	要介護1～要介護5	1回（20分以上） 1週に6回を限度	308単位	342円 684円 1,026円

（2）介護予防訪問リハビリテーション費

該当 (○)	介護予防 状態区分	所要時間	基本単位	負担額 1割/2割/3割
	要支援1～要支援2	1回（20分以上） 1週に6回を限度	298単位	331円 662円 993円

上記の利用料以外、下記の項目に該当する場合、次の料金が加算されます。

2. 各種加算報酬（訪問リハビリテーション）

（1）リハビリテーション加算 他

加算項目	加算用件（内容）	加算単位		負担額 1割/2割/3割
サービス提供体制 強化加算（I）	事業所に7年以上在籍している職員が1名 以上配置	1回につき	6単位	7円 14円 20円
サービス提供体制 強化加算（II）	事業所に3年以上在籍している職員が1名 以上配置	1回につき	3単位	4円 7円 10円
リハビリテーション マネジメント加算 (イ)	医師の指示ならびに利用者の心身機能や日 常生活の状態を把握した上でリハビリテー ション会議（ICT機能を活用しても可） を定期的に開催して介護の工夫等を伝達・ 共有しながらリハビリテーション計画を作 成・見直し、この計画をリハビリテーション 専門職が利用者に内容を説明して同意を得た場合	1月につき	180単位	200円 400円 600円

リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	(イ) の内容に加えて、リハビリテーション計画や取り組みの内容を厚生労働省に提出した場合	1月につき	213単位	237円 473円 710円
リハビリテーションマネジメント加算4	イロに加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容を医師が説明した場合	1月につき	270単位	300円 600円 900円
短期集中リハビリテーション実施加算	退院（退所）日又は認定日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを実施した場合	1日につき	200単位	222円 444円 666円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症を有する利用者の認知機能や生活機能を改善するために、退院（退所）日又は認定日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを実施した場合	1週に2日を限度とし 1日につき	240単位	267円 533円 800円
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態の評価を実施した場合において、連携歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	1月 1回に限り	50単位	56円 111円 167円
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、当該利用者の状況等に関する情報を退院後初回のリハビリテーションに反映させた場合	1回に限り	600単位	666円 1,332円 1,998円
移行支援加算	リハビリテーションにより日常生活動作(ADL)が向上することにより、社会への参加等に繋がり、他のサービスに移行出来た場合	1日につき	17単位	19円 38円 57円

※通常は週6回を限度とする訪問リハビリテーションですが、退院・退所日から3ヶ月位内は週12回まで利用が可能となります。

※介護予防の方（要支援1・2）については、利用開始から12ヶ月を超えた場合1回あたり5単位の減算となります。

※事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合、1回あたり50単位の減算となります。

以下余白

契約する場合は以上の事を確認すること

契約締結日 令和 年 月 日

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用にあたり、利用者に対して契約書及び書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 医療法人社団善仁会
住所 東京都練馬区平和台1-16-12
代表者 理事長 吉川 哲夫 印

事業所名 南池袋介護老人保健施設アバンセ 印

説明者 所属：訪問リハビリテーション

氏名 印

私は、契約書及び書面により、事業者から訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 氏名 印

（代筆者名： ）

保証人 氏名 印

代理人 氏名 印